

小郡市地域包括支援センター運営業務
プロポーザル実施要領

令和6年4月30日施行
小郡市市民福祉部長寿支援課

第1章 プロポーザルの概要

1. 本要領及びプロポーザルの目的

地域包括支援センターは、高齢者が住み慣れた地域で安心した生活を続けられるよう、地域包括ケアの中核となり、保健・福祉・医療・介護の向上と充実のために、必要な援助支援を包括的に担う総合機関である。

現在、小郡市では、地域包括ケアの拠点として、基幹型地域包括支援センターに加え市内3か所に設置し、介護予防ケアマネジメント、総合相談支援、権利擁護業務、包括的・継続的ケアマネジメントなどを実施している。

これは、超高齢化の進展や認知症高齢者の増加等、急増する高齢者に対応するための質の高いサービスの提供や、多様なニーズに応えていくための十分な体制、より身近できめ細やかな対応等が求められている現状を踏まえ、日常生活圏域を3つに分け、各圏域に地域包括支援センターを設置することとしたためである。介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の46の規定に基づき、高齢者の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的として、包括的支援事業等を一体的に実施する地域包括支援センター運営業務の受託候補法人について、公募型プロポーザル（企画提案方式）により、適すると認められた法人を選考し、契約を行うための必要な手続き等について定めるものである。

2. 本要領に基づく法令等

- ・介護保険法（平成9年法律第123号）
- ・介護保険法施行令（平成10年政令第412号）
- ・介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）
- ・小郡市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成27年条例第14号）
- ・地域包括支援センターの手引き（厚生労働省老健局）
- ・地域包括支援センター運営マニュアル3訂（令和4年4月）（財団法人長寿社会開発センター）
- ・高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律第124号）
- ・老人福祉法（昭和38年法律第133号）
- ・地方自治法（昭和22年法律第67号）
- ・地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）
- ・小郡市個人情報保護に関する法律施行条例（令和5年小郡市条例第14号）
- ・小郡市個人情報保護に関する法律施行細則（令和5年小郡市規則第13号）
- ・小郡市地域包括支援センターの運営及び人員に関する基準を定める条例（平成27年小

郡市条例第15号)

- ・小郡市プロポーザル方式実施要綱（平成25年小郡市告示第60号）
- ・小郡市プロポーザル審査委員会設置規則（令和5年小郡市規則第40号）

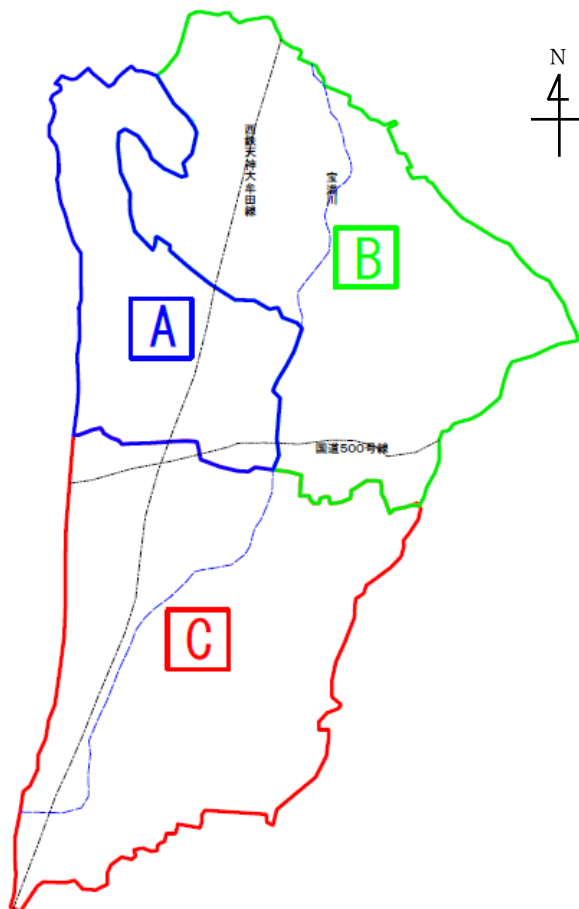
3. 業務の名称

小郡市地域包括支援センター運営業務委託

4. 担当する日常生活圏域等について

	A地域	B地域	C地域
担当区域 (小学校区)	のぞみが丘、東野、 大原	三国、立石	御原、味坂、小郡
高齢者人口 (R5.10.1現在)	5,350人	5,988人	5,620人
要支援認定者数 (R5.10.1現在)	316人	347人	398人

日常生活圏域地図(イメージ図)



※上記地図はイメージ図であり、区域の詳細は、小学校区をもとに確認すること。

5. 委託業務内容

別添「小郡市地域包括支援センター運営業務委託仕様書」のとおり。

6. 履行期間

契約日～令和12年3月31日

なお、地域包括支援センターの開設については、令和7年4月1日からとし、契約日から令和7年3月31日までは準備期間とする。

7. プロポーザルに係る日程

- (1) 質疑受付期間 令和6年4月30日(火)～5月10日(金) 午後3時必着
- (2) 質疑に対する回答期限 令和6年5月17日(金)
- (3) 参加表明書提出期間 令和6年4月30日(火)～5月24日(金) 午後5時必着
- (4) 提案資格確認通知及び企画提案書提出要請通知 令和6年6月14日(金)
- (5) 企画提案書提出期間 令和6年6月17日(月)～6月21日(金) 午後3時必着
- (6) 審査委員会 令和6年7月2日(火)
- (7) 審査結果通知及び公表 令和6年7月上旬頃予定

8. 主管部署

小郡市役所市民福祉部 長寿支援課 地域包括支援係

〒838-0198 小郡市小郡255番地1 小郡市役所北別館1階

TEL：0942-72-2111（内線457）

FAX：0942-72-7561

電子メールアドレス：houkatsu@city.ogori.lg.jp

9. 提案上限額

本業務の提案上限額は令和7年度から令和11年度まで1年度当たり23,016,000円（消費税法施行令第14条の3第5号の規定に基づき非課税）とする。また、介護予防・日常生活支援総合事業に係る報酬及び指定介護予防支援業務に係る報酬は事業者の収入とする。

なお、地域包括支援センターの設置準備にかかる費用については、事業者の負担とする。

10. 受託候補法人の特定方法

提出された企画提案書等を基に、プレゼンテーション等を通して、評価を行い、審査委員会の議を経て、当該業務について適すると認められた者を受託候補法人として特定する。審査委員会の審議は公開しない。

受託候補法人は、日常生活圏域（A地域、B地域、C地域）ごとに1法人を特定する。1

法人当たり、原則1担当圏域とし、1法人が複数の担当圏域を兼ねることはできない。

なお、選考の結果、評価点の合計が最も高い者から順に随意契約の交渉を行う。

第2章 応募について

1. 応募資格

地域包括支援センター業務を適切、公正、中立かつ効率的に実施することができる法人で、次に掲げる要件をすべて満たしていること。

(1) 介護保険法に基づく指定を受け、福岡県内に主たる事務所を有する、又は小郡市内で1年以上継続して事業所を運営している民間企業、特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)に基づく特定非営利活動法人(以下、「NPO法人」という。)、老人福祉法第20条の7の2第1項に規定する老人介護支援センターの設置者、地方自治法第284条第1項に規定する一部事務組合、その他の法人であること。

※「その他の法人」とは医療法人、社会福祉法人、包括的支援事業を実施することを目的とする一般社団法人、一般財団法人等のことをいう。

(2) 法人及びその役員が、「小郡市暴力団等排除条例」に規定する暴力団、暴力団員、暴力団員等又は、暴力団経営支配法人等でないこと。また、それらと密接な関係を有していないこと。

(3) 宗教活動及び政治活動を主たる目的とする者でないこと。

(4) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(5) 小郡市から指名停止等の決定を受けて指名停止期間中でないこと。

(6) 国税、地方税の滞納がないこと。

(7) 介護保険法第115条の2第2項の規定に該当しないものであること。(指定介護予防支援事業所としての基準)

2. 応募の手続き

応募を希望する法人は、必要書類を作成し、小郡市地域包括支援センターまで提出すること。

(1) 参加表明書の提出

①提出方法 主管部署まで持参又は郵送とする。

②提出期間 令和6年4月30日(火)～5月24日(金)午後5時まで(必着(持参の場合は、土曜日、日曜日、祝日は除く。))

③提出書類 以下の書類を添付すること。

No.	様式	書類名・資料名
1	様式第1号	参加表明書
2	様式第14号	役員等名簿

3		法人登記簿謄本
4		印鑑証明書
5		定款、寄付行為等法人の根本規則を定めたもの
6		法人市町村民税の納税証明書
7		法人税、消費税、及び地方消費税の納税証明書（その3の3）

※提出期限までに参加表明書等提出書類が到達しなかった場合は、いかなる理由があっても企画提案書の提出はできないものとする。また、提出された書類は返却しない。

(2) 質疑応答

実施要領の内容に不明な点がある場合は、質疑書（様式第10号）を提出すること。

①提出方法 主管部署へ持参、又は、FAX や電子メールにて提出すること。口頭（電話など）による質疑は、受け付けない。

※FAX 又は電子メールにて提出した場合には、主管部署に電話で受信の確認を行うこと。

②提出受付期間 令和6年4月30日（火）～5月10日（金）午後3時必着

③質疑に対する回答

I. 回答日 令和6年5月17日（金）

II. 方法 小郡市ホームページに掲載する。なお、質問の内容は、本プロポーザルに係るものに限定し、それ以外については回答しない。

(3) 企画提案書等の提出

①提出方法 主管部署まで持参。

②提出期間 令和6年6月17日（月）～6月21日（金）午後3時必着

③提出書類及び部数 下記の書類を正本1部、副本8部提出すること。

No.	様式	書類名・資料名
1	様式第7号	企画提案書
2	様式第11号	参加申込書
3	様式第12号	法人概要書
4	様式第13号	法人の基本理念・経営理念
5	様式第14号	役員等名簿
6	様式第15号	法人運営実績
7	様式第16号	法人財政調書
8		貸借対照表及び損益計算書（任意様式）
9	様式第17号	地域包括支援センター運営方針
10	様式第18号	地域包括支援センター運営準備計画
11	様式第19号	職員の採用・配置計画

12	様式第20号	管理責任予定者経歴書
13	様式第21号	地域包括支援センター運営提案に関する事項（人員確保）
14	様式第22号	地域包括支援センター運営提案に関する事項（業務の実施計画①）
15	様式第23号	地域包括支援センター運営提案に関する事項（業務の実施計画②）
16	様式第24号	地域包括支援センター運営提案に関する事項（業務の実施計画③）
17	様式第25号	地域包括支援センター運営提案に関する事項（基本方針①）
18	様式第26号	地域包括支援センター運営提案に関する事項（基本方針②）
19	様式第27号	地域包括支援センター運営提案に関する事項（リスク管理）
20	様式第28-1, 2, 3号	地域包括支援センター運営業務委託見積書
21	様式第29-1, 2, 3号	地域包括支援センター運営業務委託見積明細書

- ・提出書類は、A4版縦型フラットファイルに左綴じで製本し提出すること（チューブファイル等の厚型・硬質のファイルは不可）。
- ・文字は10.5ポイント以上とすること。
- ・様式の枠に収まらない場合は、ページを追加して良い。
- ・各様式に関する規定、マニュアル、資料等があれば添付すること。
- ・正本・副本ともに、提出書類ごとにインデックス（様式番号又は添付資料名を表示）を付すこと。インデックスは、直接応募書類に付けず、必ず仕切紙に付けること。
- ・正本・副本のフラットファイルの表紙には、「法人名」、「正本・副本の別」等を記載すること。

④その他留意事項

- ・提出後の書類の差し替え及び再提出は認めない。
- ・提出書類は返却しない。
- ・企画提案に関連して必要となる一切の費用は、すべて提案者の負担とする。
- ・提出書類は、選考に関する目的以外には使用しない。また、他の業者への提供も行わない。
- ・FAX及び電子メール等の通信事故において、市はいかなる責任も負わない。
- ・提出された見積金額は契約予定金額であることに留意すること。

(4) プレゼンテーションの実施

審査委員会が、各法人から提出された企画提案書に基づき、書類審査とプレゼンテーション・ヒアリング審査を行う。その結果、評価点の合計が高い者から順位を決定する。

①実施日 令和6年7月2日（火）

②実施場所 小郡市役所内会議室

③プレゼンテーションの方法

- I. プレゼンテーションの参加人数は4人までとする。
- II. プレゼンテーションは、企画提案書の内容に沿って行うものとする。
- III. プレゼンテーションの時間は、各事業者20分（準備時間を除く）の後、質疑応答を20分程度とする。
- IV. プレゼンテーションに必要な機材等は、スクリーンを除き、各事業者が用意すること。

④選考基準の概要

以下の評価項目に従い、評価の高い者を選定する。

大項目	小項目	得点配分
法人の適格性・安定性・継続性	法人概要、基本理念・経営理念、運営実績	50
業務の実効性・公正性・中立性	受託希望理由、センターの運営方針、職員の配置・採用計画、質の確保・定着について、 運営準備計画・業務の実施計画	180
危機管理	休日・夜間等の体制、緊急時・災害時等の体制、 個人情報保護に係る規定・対策	40
プレゼンテーション	企画提案内容	20
見積金額	見積金額に応じて配点	60

※詳細な得点配分は、別紙「小郡市地域包括支援センター運營業務審査基準」に記載。

⑤失格条件

提案者が以下のいずれかに該当すると小郡市が判断した場合は、その提案者は失格とする。

- I. 提出書類に虚偽の記載があるとき。
- II. 提出書類に不備があるとき。
- III. 審査委員会要綱に基づく審査委員へ審査における便宜を図ることを依頼する等、審査の公平を害する行為があったとき。
- IV. その他不正行為があったとき。

⑥その他留意事項

- ・ 基準点（審査委員全員の評価点の平均の6割）に満たない場合は失格とする。
- ・ 審査員会は提案者が1者の場合でも行う。ただし、基準点を満たさない場合は受託候補者なしとし、このプロポーザルは流会とする。
- ・ 企画提案書等提出時に添付していない資料等を新たに提出することはできない。
- ・ プレゼンテーション等に係る審査委員会は非公開とし、選考に係る意義や質問は一切受け付けない。プレゼンテーション不参加の場合は、選考対象から外す。

(5) 審査結果の通知及び公表

審査結果については、書面により提案者全員に通知する。特定された者には「様式第8号」、特定されなかった者には「様式第9号」を送付する。

また、審査結果について、特定された者の名称と提案の概要及び選定理由を小郡市ホームページにおいて公表する。

小郡市ホームページ URL <http://www.city.ogori.fukuoka.jp/>

なお、審査経過及び審査内容の開示・不開示については、小郡市情報公開条例（平成12年小郡市条例第10号）等関連規程に基づき、客観的に判断する。

(6) その他

- ・ 応募に関して必要な一切の費用は参加者の負担となる。
- ・ 参加表明書及び見積書に押印する印鑑は実印とすること（法務局が証明する代表者の印鑑）。
- ・ 提出されたすべての書類は、小郡市情報公開条例（平成12年条例第10号）に基づき情報公開の対象文書となる。
- ・ 提出された書類中の個人情報等は、本件以外に使用しない。
- ・ 参加者は、参加申込書の提出をもって、この実施要領の記載内容、各関係法令、小郡市条例、規則及び要綱等を遵守することに同意したものとする。
- ・ 受託候補法人は、本市と協議の上契約する。委託契約締結にあたっては地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき随意契約を行う予定である。
- ・ 受託候補法人は、令和7年4月1日から円滑に業務を開始できるよう、令和7年3月31日までに事務所や備品等の準備、必要書類の作成、業務の引継ぎや研修への参加など、必要な準備を行うこと。なお、令和7年3月31日以前に準備等に要した費用は、選考された法人の負担とする。
- ・ 評価点について、同点となる法人が2者以上あるときは、評価項目中の「業務の実効性・公正性・中立性」、「法人の適格性・安定性・継続性」、「危機管理」、「見積金額」の順で比較し、点数差が生じた時点で、点数の高い者を上位とする。なおも同点の場合は、委員長が決定する。
- ・ 応募法人がない場合又は受託候補法人が特定されなかった場合は、再度公募を行うことがある。
- ・ いずれかの圏域において、それを担当する受託候補法人が特定されなかった場合は、審査委員会において対応を検討する。
- ・ その他、仕様書に定めのない事項については、市、受託者双方協議のうえ定めるものとする。